

議題2 部会委員の指名及び部会の廃止について

1 『千葉市地域保健医療協議会設置条例』抜粋

(部会)

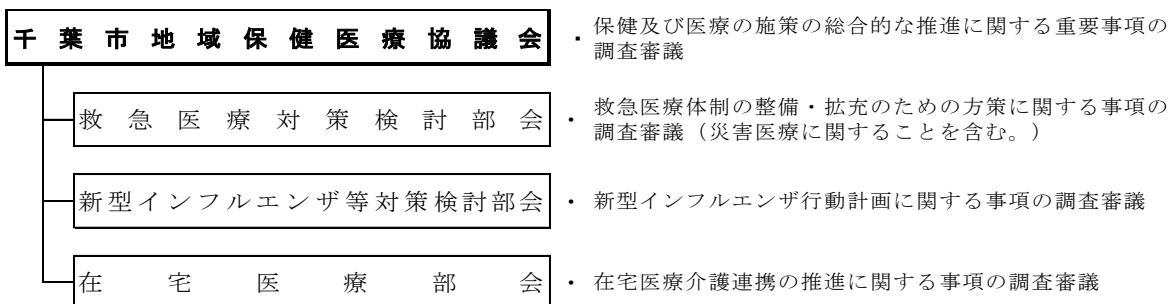
第7条 協議会は、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員で組織する。

3 部会に部会長及び副部会長を置く。

4 部会長及び副部会長は、部会に属する委員及び臨時委員の互選により定める。

2 千葉市地域保健医療協議会の体制図



3 各部会について

(1) 救急医療対策検討部会

委員名簿（案）（敬称略）

大濱 洋一	千葉市医師会	副会長
中村 真人	千葉市医師会	副会長
柴田 康司	千葉市歯科医師会	副会長
中村 達也	千葉市薬剤師会	副会長
寺口 恵子	千葉県看護協会	会長
分枝 一枝	千葉県民間病院協会	平山病院看護部長
中田 孝明	千葉大学大学院医学研究院	教授
斎藤 幸雄	国立病院機構千葉医療センター	病院長
宮田 昭宏	千葉県救急医療センター	病院長
秋元 稔	千葉市町内自治会連絡協議会	第32地区会長

※任期については、会長が指名した日から本協議会委員の委嘱終了まで。

必要に応じて、臨時委員を委嘱する。

(2) 新型インフルエンザ等対策検討部会

委員名簿（案）（敬称略）

大濱 洋一	千葉県医師会	副会長
玉井 和人	千葉県医師会	理事
柴田 康司	千葉県歯科医師会	副会長
中村 達也	千葉県薬剤師会	副会長
寺口 恵子	千葉県看護協会	会長
分枝 一枝	千葉県民間病院協会	平山病院看護部長
斎藤 幸雄	国立病院機構千葉医療センター	病院長
宮田 昭宏	千葉県救急医療センター	病院長

※任期については、会長が指名した日から本協議会委員の委嘱終了まで。

必要に応じて、臨時委員を委嘱する。

(3) 在宅医療部会

過去、当部会は開催されておらず、今後も開催する見込みがないことから廃止とする。